

## 令和7・8年度入札参加資格審査申請書（指名願）の作成と申請の手続き

令和7・8年度に沼田町が発注する建設工事の請負契約及び設計・測量等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請（指名願）の手続きは、次のとおりです。

資格審査申請書を作成する前に、次の点に注意してください。

### 1 工事種別による資格要件

沼田町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- ① 工事を希望する者（一般土木工事・舗装工事・鋼橋上部工事・建築工事・電気工事・管工事・農業土木工事・水道施設工事・塗装工事・道路標識設置工事・造園工事及び機械器具設置工事を希望する者）
  - ア 建設業法による許可を受けた建設業者であること。
  - イ 令和6年12月1日現在において引続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 建設設計を希望する者
  - ア 建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。但し、建設設備のみの設計を業とする場合はこの限りではない。
  - イ 令和6年12月1日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。
- ③ 造林・土木設計・地質調査・道路清掃及び技術資料作成を希望する者
  - ア 令和6年12月1日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。
- ④ 測量を希望する者
  - ア 測量法による測量業者としての登録を受けたものであること。
  - イ 令和6年12月1日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。
- ⑤ その他を希望する者
  - ア 各種法令による許可を受けた事業者であること。
  - イ 令和6年12月1日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。

### 2 資格の有効期間

競争入札参加資格は、令和7年度～8年度の2年間有効です。したがって、令和7年度に資格を得た場合は、令和8年度に提出する書類は何もありません。

### 3 営業年数の判断

資格要件として建設工事については営業年数2年、設計・測量等については営業年数1年が必要とされ、これに満たない場合は沼田町に入札参加資格審査申請をすることができません。

営業年数の判断は、次のとおりです。

① 建設工事の場合（営業年数2年）

ア 原則として建設業の許可を受けてから2年を過ぎた場合は、要件を満たしています。

イ 許可を受けてから2年未満のもので、2年以上前から建設業法施行令で定める軽微な建設工事を事業主として行っていたものは、そのことを証する契約書、請書などを資格審査の際に提示して下さい。

なお、会社の従業員として建設工事に従事していた場合は営業とは認められず、あくまでも事業主として請け負っていることが必要です。

ウ 営業年数2年という期間は、それぞれの工事種別ごとに必要です。

例えば、建築一式工事は10年前に許可をとり、土木一式工事は1年前に許可をとったばかりで、それ以前の営業もない場合は、建築工事は希望できますが、一般土木工事は希望できません。

② 土木設計及び地質調査の場合（営業年数1年）

ア 原則として建設コンサルタント業又は地質調査の登録を受けてから1年を過ぎた場合は、要件を満たしています。

イ 上記の登録を受けていない場合又は登録を受けてから1年未満の場合には、1年以上前から営業を行っていたことを証する契約書、請書などを資格審査の際に提示して下さい。

③ 建築設計の場合（営業年数1年）

ア 建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けてから1年を過ぎた場合は要件を満たしています。

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有していても、会社又は他の建築士事務所に勤務している場合は、営業とは認められません。

④ 測量の場合（営業年数1年）

ア 測量法による測量業者としての登録を受けてから1年を過ぎた場合は、要件を満たしています。

イ 測量士の資格を有していても、測量業者としての登録をしていない場合は、営業とは認められません。

⑤ 造林、道路清掃及び技術資料作成の場合（営業年数1年）

ア 申請者が法人のときは、法人設立後1年を過ぎている場合は要件を満たしています。

イ 申請者が個人のときは、1年以上前から営業を行っていたことを証する契約書、請書などを資格審査の際に提示して下さい。

## 令和7・8年度 建設工事等入札参加資格申請書添付書類及びその順序

(綴じ込む書類)

様式9・10

建設工事入札参加資格審査申請書付票(様式9)

↑申請する様式を提出

設計等入札参加資格審査申請書付票(様式10)

様式1 建設工事等入札参加資格審査申請書

様式2 経営事項審査結果通知書のコピー(総合評定値(P点)記載のもの) 建設工事を希望する場合のみ

様式3 工事(事業)経歴書(原則工事は直前2年分)(設計等は直前1年分)

(建設工事を希望する場合は、経営事項審査申請の際に添付した工事経歴書

(様式第二号の二・申請者用)のコピー)

様式3の2 工事経歴集計表…建設工事を希望する場合のみ

様式4 技術者名簿…令和6年12月1日現在で道内営業所等に勤務する技術者(道外の場合は道内稼働予定者)

様式5 代表者身元証明書…個人企業のみ添付(市町村長が発行する身元証明書をいう。)

(3カ月以内に発行のもの)

様式6 登記簿謄本…法人のみ添付(3カ月以内に発行のもの)

印鑑証明書…(3カ月以内に発行のもの)

様式7 許可・登録証明書

建設業許可通知書、一部廃業届及び許可申請書別表

測量業者、建築士事務所登録通知書

建設コンサルタント及び地質調査業登録通知書に係る現況報告書

補償コンサルタント登録を証する書類など

様式8 建設業退職金共済組合の加入・履行証明書のコピー…建設工事を希望する場合のみ

国税納税証明書(所管税務署発行のもの)

道税納税証明書(所管道税事務書等発行のもの)

市町村税納税証明書(申請者本社所在地市町村発行のもの)

消費税及び地方消費税納税証明(所管税務署発行のもの)

決算書…決算報告書付票、又は同一様式のもので決算内容のわかるものを添付(直近1年分)

誓約書…暴力団員に該当しない等の誓約書

返信用封筒(110円切手貼付)…建設工事等入札指名願受領書の送付のため

※各種証明書はコピー可

※委任状(支店・支社等に委任希望の場合) 2年間有効